

議案第30号

世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月18日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（令和2年3月世田谷区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第17条中「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10第1項各号」を「法第27条の2第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。